

パブリックコメント（意見募集手続）



東村山市個人情報保護に関する条例の
改正案（概要）

意見募集期間

平成 27 年（2015 年）

7 月 1 日（水）～ 7 月 21 日（火）

問い合わせ先：東村山市役所 総務部

総務課情報公開係（情報コーナー）

電 話：042-393-5111（代表）内線 2317

ファックス：042-390-6227 情報コーナー（直通）

目 次

- 1、「東村山市個人情報保護に関する条例」
の改正案（概要）について・・・・・・・・・・ P.3

- 2、参考資料・・・・・・・・・・ P.7
現在（改正前）の「東村山市個人情報保護に関する条例」

- 3、ご意見記入用紙・・・・・・・・・・ P.19

「東村山市個人情報保護に関する条例」の改正案(概要)について



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称は「番号法」「マイナンバー法」。この文書では「番号法」といいます。）が制定され、平成 27 年 10 月 5 日から住民票を有するすべての方に「個人番号」が付番されることになりました。個人番号は、社会保障・税・災害対策の分野で、番号法で定められた行政手続にのみ使用されるものです。皆さんの利便性向上と行政運営の効率化を図るために導入されました。

番号法では、個人番号等を内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」といいます。）について、それ以外の個人情報よりも利用範囲等をさらに厳しく制限して保護を図っています。

同時に地方自治体には、10 月から保有することになる特定個人情報について、番号法の趣旨を踏まえ、保護のために必要な措置を講じることが求められています（番号法第 31 条）。

このことから、東村山市個人情報保護に関する条例（以下「条例」といいます。）を改正し、特定個人情報を保護するための規定を整備するものです。

このたび、改正の基本的な考え方をまとめましたので、皆さんのご意見をお寄せください。

1、用語の説明

【個人情報】

条例では、「個人情報」という言葉を次の意味で使っています。

市の公文書（電子データも含まれます。）に記録された情報のうち、生きている人に関する情報であって、氏名や生年月日などの記述から誰の情報か特定され得るもの。

市は、市民の皆さんの個人情報を適正に取扱い、皆さんの基本的人権を守るために条例を設置しています。

【個人番号】

住民票のあるすべての方に一人に一つの個人番号を市長が指定し、10月5日以降に通知します。個人番号は数字のみの12ケタの番号で、原則、生涯変わりません。マイナンバーとも呼ばれます。

個人を識別する機能を持つため、「個人情報」に当たります。

平成28年1月以降は、社会保障・税・災害対策の分野で行政機関などに提出する書類に個人番号を書くことが必要になります。例えば、介護保険や児童手当の認定請求書等の書類を市に出すときに、申請する方等の個人番号を書いていただくことになります。

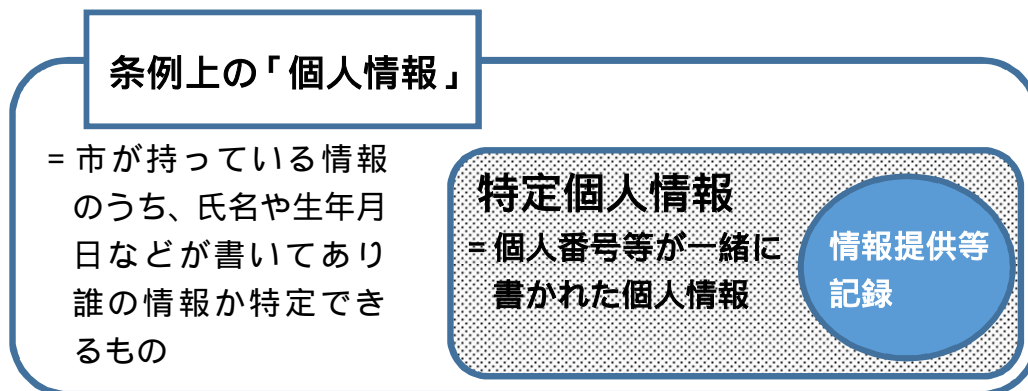
【特定個人情報】

個人番号等と一緒に書かれている個人情報のことをいいます。例えば、申請する方等の個人番号が書かれた児童手当の認定請求書は、特定個人情報にあたります。

【情報提供等記録】

地方自治体等の間をつなぐ情報提供ネットワークシステムを使用して、いつ誰のどのような特定個人情報が、地方自治体等の中でやりとりされたかを記録したものをいいます。個人番号等を含んでいることから、特定個人情報に当たります。

「特定個人情報」、「情報提供等記録」は、条例上の「個人情報」に含まれます。



2、番号法制定に伴う主な改正点と考え方

(1) 定義の改正

番号法で使われる「特定個人情報」、「情報提供等記録」という用語について、条例に定義を追加します。

(2) 特定個人情報に係る改正...番号法第29条、30条を踏まえたもの

番号法では、特定個人情報の収集や提供に厳しい制限をかけています。国の行政機関における特定個人情報の取扱いについても、厳格に制限しています。これに合わせ、条例においても同様に規定するものです。

| 改正項目 | 定める内容 |
|---------------------------------|--|
| 特定個人情報の収集の制限 | 法令の規定(番号法第20条)に該当するとき以外は、市が特定個人情報を収集することを禁止します。 |
| 特定個人情報の目的外利用の制限 | <p>通常の個人情報の目的外利用の制限(条例第7条第1項)よりもさらに厳格な制限をかけ、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が、特定個人情報(情報提供等記録を除く。)を<u>収集時の目的以外に利用できるのは、次の場合のみとします。</u> <ul style="list-style-type: none"> 本人の生命・身体・財産に対する危険を避けるためにやむを得ない場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合 情報提供等記録については、<u>収集時の目的以外に</u>利用することを禁止します。 |
| 特定個人情報の提供の制限 | 法令の規定(番号法第19条各号)に該当するとき以外は、市が特定個人情報を提供することを禁止します。 |
| 開示請求、訂正請求、消去請求、目的外利用又は外部提供の中止請求 | <p>市が保有する特定個人情報(情報提供等記録を除く。)について、本人・法定代理人・本人の委任による代理人の開示請求、訂正請求、消去請求、目的外利用又は外部提供の中止請求ができるようにします。</p> <p>市が保有する情報提供等記録について、本人・法定代理人・本人の委任による代理人の開示請求、訂正請求ができるようにします。</p> <p>消去請求、目的外利用又は外部提供の中止請求はできません。</p> |
| 消去請求をすることができる事由 | <p>特定個人情報(情報提供等記録を除く。)については、以下の場合に消去請求を認めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第20条の規定に違反して、市に自分の特定 |

| | |
|----------------------------------|--|
| | <p>個人情報が収集・保管されているとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第 28 条の規定に違反して作成された市の特定個人情報ファイルに、自分の特定個人情報が記録されているとき |
| <p>目的外利用又は提供の中止請求をすることができる事由</p> | <p>特定個人情報（情報提供等記録を除く。）については、以下の場合に目的外利用又は外部提供の中止請求を認めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の条例改正により規定する「特定個人情報の利用の制限又は提供の制限」に違反して、市が自分の特定個人情報を利用又は提供しているとき |
| <p>情報提供等記録を訂正した場合の通知</p> | <p>訂正請求に基づき情報提供等記録を訂正した場合は、必要に応じて総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対し通知するものとします。</p> |
| <p>他の法令等による開示の実施との調整</p> | <p>特定個人情報の開示については、マイナ・ポータル（番号法附則第 6 条第 5 項）による開示と条例による開示請求の併用を認める規定とします。</p> |

3、今後の予定

パブリックコメントを実施した後、お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方を、市のホームページ・市役所本庁舎1階の情報コーナー等で公表します。

その後、いただいたご意見を参考に改正内容を決定し、平成 27 年 9 月の市議会定例会に条例改正の議案を提出する予定です。